

# 憲法判例コレクション

小泉良幸 = 松本哲治 = 横大道 聡 編

2021年11月発売 / 334頁 / 定価 2970円(税込)  
A5判 / 並製



詳細を見る



編集  
担当者  
から

憲法を理解するためには先行判例について学ぶことが必要不可欠。その判例学習のおともとなる新しい憲法判例集をご紹介します。

スマホやパソコンから気軽に判決文全文にアクセスできる時代だからこそ重要になるのが情報の取捨選択。数ある先行判例の中からまずもって勉強すべきことは何かということを著者一丸となって検討を重ね、この1冊にまとめました。

これは知っていておいてほしいと考えた事件は下級審裁判例も含めて余さず収録した一方で、判決文の引用は学習すべき範囲として厳選した部分にしぼった簡潔なものに。もちろん内容面にも抜かりはなく、理解に役立つ事項を必要に応じて解説コメントで補足したほか、各判例の重要度を☆マークで示し(下の紙面参照)、優先して学習すべきものはどれかがわかりやすくなるよう工夫しています。

限られた勉強時間のなかで効率的な判例学習を実現する1冊として、本書をぜひお役立てください。(一村・藤原)

Point!

P

重要度を☆マーク(5段階)で表示。関連情報などをコメント等で適宜補足しています。

5-24, 5-25

の間で1対4.52に達し、いわゆる逆転現象も一部の選挙区において依然として残っていた。〔都心部においては従来人口が民間常住人口の数倍ないし十数倍に達し、それだけ行政需要が大きいことや、各選挙区における過去の定数の状況を考慮しても、右の較差を是認することはできない。〔合理的期間内における最正しなかつたものであり、本件配分規定は、本件選挙当時、〔人口比例等を要求する公職選挙法15条7〕項の規定に違反するものであった。〔江戸川区の選挙を違法と宣言した判例への上告を却却〕。

▼コメント▼ 東京新議会については、その後、本件判例の判示を示した裁判例と62・2・17判時1243号10頁および裁判例3・4・23民集45巻4号554頁、判決との判示を示した裁判例11・1・22判時1666号32頁、裁判平成27・1・15判時2251号28頁、裁判平成31・2・5判時2430号10頁がある。

5-25 地方議会(千葉県)における議員定数不均衡問題

裁判平成元・12・18民集43巻12号2339頁

【判例】「最高裁判所60年10月31日第一小法廷判決より公選法15条7項の規定に違反していると判示された昭和58年4月10日施行の千葉県議会議員選挙当時の本件条例の下においては、特別選挙区とその他の選挙区における議員一人当たりの人口の最大較差は1対6.49……特別選挙区を除いたその他の選挙区における右最大較差は1対4.58……であり、人口の多い選挙区の定数が人口の少ない選挙区の定数より少ないいわゆる逆転現象が60とあり、定数二人以上の差のある選挙区逆転現象もみられたが……本件選挙当時においては、特別選挙区とその他の選挙区における議員一人当たりの人口の最大較差は1対2.81……となり、いわゆる逆転現象は31とあり、定数二人以上の差のある選挙区逆転現象は解消された。〔本件条例にかかる定数配分規定は公選法15条7項に違反するものではなく、違法というべきである。〕

▼コメント▼ その後の、裁判平成5・10・22LEX/DB25000060、裁判平成12・4・21判時1713号44頁、裁判平成28・10・18判時2327号17頁も違法との判示を示している。

70

## 第6章

### 精神的自由権



#### 1 思想良心の自由

#### 6-1 選挙広告の強制と良心の自由——選挙広告事件

裁判平成31・7・4民集10巻7号285頁

【事実】 Yは、衆議院議員総選挙にA党公認候補として立候補した際、政党放送や新聞を通じて、別の候補Xが知事選挙中に内職を行った旨を公表した。Yは、これを事実無根とし、名譽回復のための増進として選挙広告の掲載等を請求した。1審、2審は、名譽回復の成立を認め、名譽を回復するのに適当な処分(判決723条)として、『右放送及び記事は事実と相違して誤り、貴下の名譽を傷つけ痛感をおかけいたしました。ここに陳謝の意を表します』とする文面の選挙広告を、Yの名で新聞紙上に掲載することを命じた。そこで、Yは、判決は憲法19条の良心の自由を侵害することなどを理由に上告した。

【判旨】 上告棄却。民法723条の「『……適当な処分』として選挙広告を新聞紙等に掲載すべきことを加害者に命ずることは、従来選挙法上の慣習と認めるところである。〔尤も選挙広告を命ずる判決にもその内容上、これを新聞紙に掲載することが選挙者の意思決定に委ねるを旨とし、これを命ずる場合の執行も債務者の意思のみに係る不代替行為として民法734条〔現民執行法172条〕に基づき簡便強制によるを相当とするものもあるべく、時にはこれを強制することもある得るであろうこととなり、いわゆる強制執行に過ぎない場合に該当することもありうるであろうこと、単に事柄の真相を告知し陳謝の意を表明するに止まる程度のものにおいて、これが強制執行も代替行為として民法734条〔現民執行法171条〕の手続によることを得るものといわなければならない。〕〔そして原判決の意認したXの本訴請求は……結局Yをして右公表事実が虚偽且つ不当であったことを広報機関を通じて発表すべきことを求めるに帰する。されば……原判決は、Yに虚構的若くは苦役的労苦を科し、又はYの利有る倫理的な意思、良心の自由を侵害することを要求

71

※目次は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

